

蓮田市白岡町衛生組合有料広告掲載に関する要綱

平成22年4月1日
要綱第1号

(目的)

第1条 この要綱は、蓮田白岡衛生組合（以下「組合」という。）で発行する広報紙及び組合公式ホームページ等を活用し、蓮田市及び白岡市（以下「市」という。）の企業等に係る情報（以下「広告」という。）を有料で掲載することにより、組合の自主財源を確保するとともに、地域経済の活性化及び住民生活の利便に資することを目的とする。

(掲載の要件)

第2条 掲載できる広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 市の公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条の適用を受ける業種であるもの
- (3) 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第2条の適用を受ける業種であるもの
- (4) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に関するもの
- (5) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、掲載することが適当でないと組合管理者（以下「管理者」という。）が認めるもの

(掲載の優先順位)

第3条 広告の掲載順位は、受付順とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市内に事業所を有するものの広告については、市外に事業所を有するものの広告に優先するものとする。

(広告の募集)

第4条 広告の募集は、募集期間等を定め、組合で発行する広報紙、組合公式ホームページ等により行うものとする。

(掲載の申込み)

第5条 広告の掲載を希望する者（以下「申込者」という。）は、様式第1号の組合有料広告掲載申込書に掲載しようとする広告の原稿、図面等を添えて、管理者に申し込まなければならない。

- 2 申込者が申込みできる広告は、広告媒体ごとに原則1箇所とする。ただし申込者が募集枠に満たないときは、この限りではない。

(掲載の決定)

第6条 管理者は、広告の掲載の申込みを受けたときは、速やかに内容の審査を行い、掲載の可否を決定し、様式第2号の組合有料広告掲載決定通知書により申込者に通知するものとする。

2 前項に規定する決定通知を受け広告を行う者（以下「広告主」という。）は、管理者が指定する期日までに掲載しようとする広告の版下原稿又は広告物を提出しなければならない。

3 管理者は、第1項の掲載の可否の決定において、必要に応じ、次条に規定する広告選定審査会に協議等を行わせるものとする。

（広告選定審査会の設置）

第7条 広告の掲載に関し、次に掲げる事項の協議等を行うため、広告選定審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(1) 前条第1項に規定する広告掲載の審査に関すること。

(2) その他広告の掲載に関すること。

（審査会の組織）

第8条 審査会は、会長及び委員を置く。

2 会長は、事務局長をもって充てる。

3 委員は、庶務課長、廃棄物対策課長、施設課長、リサイクル推進課長及び各課の課長が選任した者とする。

（会長及び委員の職務）

第9条 会長は、審査会を総理する。

2 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第10条 審査会の会議は、会長が招集し、会長は、その議長となる。

2 審査会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 審査会は、必要がある場合は、関係者の出席を求めて意見を聴くことができる。

（庶務）

第11条 審査会の庶務は、庶務課において処理する。

（広告の掲載料及び位置）

第12条 広告の規格、掲載料及び期間については、別表のとおりとする。

2 広告主は、管理者の指定する期日までに、掲載料を一括納付するものとする。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 広告の掲載位置は、組合の指定する位置とする。

（広告主の責任等）

第13条 広告に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 広告の版下原稿又は広告物の作成経費は、広告主の負担とする。

（掲載の取消し）

第14条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載を中止し、又は広告掲載の決定を取り消すことができる。

(1) 公用又は公共用に供する必要が生じたとき。

(2) 第6条第2項に規定する指定期日までに版下原稿又は広告物を提出しなかったとき。

- (3) 第12条第2項に規定する掲載料を指定期日までに納付しなかったとき。
- (4) 広告掲載に係る手続等において広告主の虚偽が判明したとき。
- (5) 掲載する広告の発行が、行政運営上支障があると管理者が認めたとき。

(掲載料の還付)

第15条 既納の掲載料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、掲載料の全部又は一部を還付することができる。

- (1) 前条第1号の規定により広告掲載の決定を取り消したとき。
- (2) 広告主の責めに帰することのできない理由により、広告を掲載できないとき。

(広告掲載の取下げ)

第16条 広告主は、自己の都合により、文書をもって広告掲載の取下げを申し出ることができる。ただし、既納の掲載料は還付しない。

(免責)

第17条 第14条の規定による掲載の取消し又は事故、天災事変等の不可抗力その他組合の責めによらない原因により掲載者が受けた損害について、組合はその賠償の責めを負わないものとする。

(補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。